

令和6年度第3回厚木市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時 令和7年2月14日（金）

午後2時から

場所 あつぎ市民交流プラザ5階

ルーム504

1 開 会

2 案 件

(1) 厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部  
改正について . . . . . 資料1

(2) その他

3 閉 会

# 厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正について

## 1 条例改正の趣旨

厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）が建設している新ごみ中間処理施設が令和7年12月に稼働を開始することに伴い、現在、厚木市環境センター（以下「環境センター」という。）で行っている一般廃棄物の焼却処理及び粗大ごみの破碎選別処理については、その処理を終了することから、所要の措置を講ずる必要があるため、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正するものです。

## 2 主な改正内容

現在、組合が制定を進めている「厚木愛甲環境施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例」（以下「組合条例」という。）に合わせた文言整理と事業系一般廃棄物処理手数料に関する箇所を削除します。

- (1) 事業系一般廃棄物の搬入停止（21条、35条、別表）
  - ア 環境センターには事業系一般廃棄物が搬入されなくなることから、条例第21条 事業系一般廃棄物の搬入について削除します。
  - 併せて、条例第35条 事業系一般廃棄物の受入拒否について削除します。
  - イ 事業系一般廃棄物を搬入する場合の手数料は、市では徴収しなくなるため、別表(第29条関係)の関連箇所を削除します。
- (2) その他文言整理（25条、26条、別表）

条文にある「市の処理施設※」は環境センターを指していますが、焼却及び破碎処理はしなくなることから、「市長が指定する処理施設」（指定処理施設）に置き換えます。

※厚木市一般廃棄物処理実施計画において定めている。

## 3 施行日

令和7年12月1日（令和7年6月議会へ上程予定）

なお、令和7年8月20日から新ごみ中間処理施設の試運転が始まるため、試運転中の経過措置については、現在行政総務課と調整中

## 4 市民参加手続について（手続の省略）

市民参加手続については、厚木市市民参加条例第6条第7項第1号（軽微なもの）に該当することから、手続を省略するものです。

### 【具体的な省略理由】

今回の条例改正は、組合条例の制定に伴って当然必要とされる規定の整理であるため。

参考：施設組合 パブリックコメント実施期間 令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）まで

※なお、環境事業課が所管する「厚木市廃棄物減量等推進審議会」（令和7年2月14日開催）において、意見を伺います。

## 5 条例改正スケジュールについて

	令和6年度							令和7年度		
	5~8	9~10	11	12	1	2	3	4	5	6
行政総務課調整			 条例（案）、骨子、 新旧対照表等							
環境農政部 政策調整会議			2月5日	部内調整会議		●				
廃棄物減量等 推進審議会				2月14日	審議会	●				
庁議				3月14日	戦略調整会議	●				
				3月21日	経営戦略会議	●				
令和7年 6月議会送付・議決									★	★
施行日 令和7年12月1日										

### 【参考】組合条例制定スケジュール

パブリックコメント				 12月10日～1月9日						
令和7年 3月議会送付・議決							★	★		
施行日 令和7年12月1日										

※一部、施行後の経過措置があります。

## 6 その他（厚木市環境センター条例について）

厚木市環境センター条例第1条において、「ごみを適正に処理するための施設として環境センターを設置する」と定義されています。

この条例でいう「処理」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「処理」であり、保管、収集、運搬等を指すものですが、新ごみ中間処理施設の稼働後においても、粗大ごみの受け入れ、保管等の処理は継続することから、当該条例は廃止しません。

なお、環境センターという名称は長く市民に親しまれ、周知されていることから、市民の混乱を避けるため、新ごみ中間処理施設の稼働開始後も名称はそのまま残すものとします。

また、詳細については、都市計画課と調整中です。

## 厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第25条」に、「第27条・第28条」を「第26条・第27条」に、「第29条・第30条」を「第28条・第29条」に、「第31条～第37条」を「第30条～第35条」に、「第38条・第39条」を「第36条・第37条」に改める。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第25条第1項中「、又は市の処理施設に搬入し」を削り、同項第5号を削り、同条を第24条とする。

第26条第1項中「市の処理施設」を「市長が指定する処理施設（以下「指定処理施設」という。）」に改め、同条第2項中「市の処理施設」を「指定処理施設」に改め、「市長」の次に「及び指定処理施設」を加え、同条を第25条とする。

第4章中第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

第5章中第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第6章中第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

第33条中「第31条」を「第30条」に改め、同条を第32条とし、第34条を第33条とする。

第35条を削り、第36条を第34条とし、第37条を第35条とする。

第38条中「第24条第2項」を「第23条第2項」に改め、第7章中同条を第36条とし、第39条を第37条とする。

別表中「第29条関係」を「第28条関係」に改め、同表一般家庭から排出される粗大ごみの項中「市長の指定する施設」を「指定処理施設」に改め、同表事業系一般廃棄物の項市長の指定する施設へ搬入するとき。の項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
目次	目次
第1章 総則(第1条～第8条)	第1章 総則(第1条～第8条)
第2章 廃棄物の減量化、資源化等の推進(第9条～第15条)	第2章 廃棄物の減量化、資源化等の推進(第9条～第15条)
第3章 廃棄物の適正処理(第16条～ <u>第25条</u> )	第3章 廃棄物の適正処理(第16条～ <u>第26条</u> )
第4章 地域の清潔の保持( <u>第26条・第27条</u> )	第4章 地域の清潔の保持( <u>第27条・第28条</u> )
第5章 手数料( <u>第28条・第29条</u> )	第5章 手数料( <u>第29条・第30条</u> )
第6章 雑則( <u>第30条～第35条</u> )	第6章 雑則( <u>第31条～第37条</u> )
第7章 罰則( <u>第36条・第37条</u> )	第7章 罰則( <u>第38条・第39条</u> )
附則	附則
第3章 廃棄物の適正処理	第3章 廃棄物の適正処理 (事業系一般廃棄物の搬入)
	<u>第21条 事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。</u>
	2 <u>前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとするときは、規則で定める受入基準及び市長の指示(以下「受入基準等」という。)</u> に従わなければならない。
	3 <u>市長は、事業者が受入基準等に従わないときは、その受入れを拒否することができる。</u>
	第22条～第24条 略
	(排出禁止物)
	第25条 占有者等及び事業者は、次に掲げる物を法第6条の2第1項の規定に基づき市が行う一般廃棄物の収集の際に排出してはならない。
	(1)～(4) 略
	<u>(5) 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物</u>
	2 略
	(事業系一般廃棄物管理票)
	第26条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付しなければならない。
第21条～第23条 略	
(排出禁止物)	
第24条 占有者等及び事業者は、次に掲げる物を法第6条の2第1項の規定に基づき市が行う一般廃棄物の収集の際に排出してはならない。	
(1)～(4) 略	
2 略	
(事業系一般廃棄物管理票)	
第25条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設(以下「指定処理施設」という。)に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付しなければならない。	

2 受託一廃業者は、運搬を委託された事業系一般廃棄物を指定処理施設に運搬しようとするときは、前項の規定により交付を受けた管理票及びその写しを市長及び指定処理施設に提出しなければならない。

3及び4 略

第4章 地域の清潔の保持

第26条及び第27条 略

第5章 手数料

第28条及び第29条 略

第6章 雑則

第30条及び第31条 略

(勧告)

第32条 市長は、第30条の規定による指示に従わない者に対して、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第33条 略

第34条及び第35条 略

第7章 罰則

第36条 第23条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第37条 略

別表(第28条関係)

種別	取扱区分	手数料
略	略	略
一般	略	略
家庭から排出される粗大ごみ	粗大ごみ(特定粗大ごみを除く。)を <u>指定処理施設</u> へ搬入するとき。	1個につき 500円
	特定粗大ごみを <u>指定処理施設</u> へ	1個につき 1,000円

2 受託一廃業者は、運搬を委託された事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬しようとするときは、前項の規定により交付を受けた管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

3及び4 略

第4章 地域の清潔の保持

第27条及び第28条 略

第5章 手数料

第29条及び第30条 略

第6章 雑則

第31条及び第32条 略

(勧告)

第33条 市長は、第31条の規定による指示に従わない者に対して、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第34条 略

(受入拒否)

第35条 市長は、第21条第3項に規定するもののほか、次に掲げるときは、事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(1) 第26条第2項の規定に基づく管理票及びその写しの提出をしないとき、又は提出された管理票に虚偽の記載があると認められたとき。

(2) 第33条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったとき。

第36条及び第37条 略

第7章 罰則

第38条 第24条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第39条 略

別表(第29条関係)

種別	取扱区分	手数料
略	略	略
一般	略	略
家庭から排出される粗大ごみ	粗大ごみ(特定粗大ごみを除く。)を市長の <u>指定する施設</u> へ搬入するとき。	1個につき 500円
	特定粗大ごみを市長の <u>指定する</u>	1個につき 1,000円

	搬入するとき。			<u>施設へ搬入するとき。</u>	
事業系一般廃棄物	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額	事業系一般廃棄物	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額
				<u>市長の指定する施設へ搬入するとき。</u>	<u>1キログラムにつき 25円</u>
備考 1及び2 略			備考 1及び2 略		

厚木愛甲環境施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）が設置する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あつあいクリーンセンター	厚木市金田1610番地 1

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴い生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴い生じた一般廃棄物をいう。

（施設が処理する一般廃棄物）

第4条 施設は、厚木市、愛川町又は清川村（以下「構成市町村」という。）から発生した次の各号に掲げるものについて処理するものとする。

- (1) 家庭系一般廃棄物
- (2) 事業系一般廃棄物
- (3) その他管理者が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める受入基準に適合しない廃棄物については、施設で処理することができない。

（搬入の許可）

第5条 施設に一般廃棄物を搬入することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、管理者の許可を得たものとする。

- (1) 法第6条の2第1項の規定により直接、収集、運搬及び処分をする構成市町村
- (2) 法第6条の2第2項の規定により構成市町村の委託を受けた者
- (3) 法第7条第1項の規定により構成市町村の許可を受けた者
- (4) 構成市町村内における事業活動に伴って生じた一般廃棄物を直接搬入し

ようとする者

(5) その他管理者が認める者

(搬入許可の取消し等)

第6条 管理者は、前条の搬入許可を受けた者（以下「搬入者」という。）が、法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき又は当該規則で定める行為があったときは、当該搬入の許可を取り消し、又は一定の期間搬入を禁止することができる。

2 管理者は、施設の維持管理及び運営に支障が生じると認めるときは、搬入を許可しないか又は期間を定め一定の期間において搬入を許可しないことができる。

(技術管理者)

第7条 管理者は、法第21条の規定により一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、施設に技術管理者を置く。

2 法第21条第3項で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(一般廃棄物処理手数料)

第8条 施設に搬入される一般廃棄物の処理に係る手数料（以下「手数料」という。）は、次の表のとおりとする。

区分	手数料
事業系一般廃棄物	10キログラムにつき300円

2 前項に規定する手数料を算出する場合において、当該廃棄物の総量が10キログラム未満の場合は10キログラムとし、その総量に10キログラム未満の端数がある場合は、その端数が5キログラム未満のときはこれを切り捨て、5キログラム以上のときはこれを10キログラムとする。

(手数料の徴収)

第9条 前条に規定する手数料の徴収方法は、規則で定める。

(手数料の減免)

第10条 管理者は、天災その他の特別な理由があると認めるときは、手数料の

一部又は全部を免除することができる。

(搬入車両の登録)

第11条 次に掲げる搬入者は、あらかじめ搬入に使用する車両を登録しなければならない。

(1) 第5条第1項第1号から第3号までの搬入者

(2) 第5条第1項第4号及び第5号の搬入者で管理者が必要と認めた者

(報告の徴収)

第12条 管理者は、施設の維持管理及び運営に必要な事項について、搬入者に報告を求めることができる。

(職員の指導)

第13条 搬入者は、その搬入に関し、組合職員及び組合が施設の管理運営を委託する事業者の指導に従わなければならない。

(立入検査)

第14条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入らせ、廃棄物の処理に関して必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合、職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(搬入者の義務)

第15条 搬入者は、その責に帰すべき理由により、施設の建物又は設備を損傷若しくは滅失したとき、又は搬入を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 搬入者は、前条に基づく場合において、原状回復ができないときは、管理者の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条に規定する施設への搬入許可に係る手続その他施設を供用するため

に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 第8条第1項の表の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物の処理に係る手数料について適用する。
- 4 施行日から令和8年3月31日までの間に搬入される一般廃棄物の処理に係る手数料についての第8条第1項の表の規定の適用については、同表中「300円」とあるのは、「250円」とする。

厚木愛甲環境施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、厚木愛甲環境施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（令和7年厚木愛甲環境施設組合条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（搬入許可申請）

第3条 施設の搬入の許可を受けようとする者は、あつあいクリーンセンター搬入許可申請書に誓約書を添付し、管理者に提出しなければならない。ただし、条例第5条第4号又は第5号に該当する者のうち継続的な搬入をしない者の許可申請については、この限りでない。

（搬入許可証の交付等）

第4条 管理者は、前条の申請により施設の搬入を許可するときは、あつあいクリーンセンター搬入許可証（以下「搬入許可証」という。）を交付する。

2 条例第5条第4号又は第5号に該当する者のうち継続的な搬入をしない者に搬入を許可するときは、組合が作成する計量伝票をもって許可に代える。

3 管理者は、第1項により搬入の許可を受けた者に対して条例第6条の規定による搬入許可の取消し等を行う場合は、その理由を付し通知するものとする。

（搬入許可期間）

第5条 前条第1項の搬入許可期間は、搬入許可日から搬入許可日が属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

2 搬入許可の更新申請があった場合において、前項の搬入許可期間の終了日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の許可は、同項の搬入許可期間の終了後もその決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。

（計量カードの貸与等）

第6条 管理者は、搬入者に計量カードを貸与することができる。

2 貸与した計量カードに破損又は紛失があった場合において、管理者は、計量カード1枚につき再発行に係る実費相当額を搬入者から徴収する。ただし、搬入者の責めに帰することのできない事由により破損又は紛失があったと管理者が認めた場合は、この限りでない。

（搬入変更許可申請）

第7条 搬入者は、搬入許可を受けた内容の変更を行おうとする場合は、事前にあつあいクリーンセンター搬入変更許可申請書により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請により変更を許可したときは、搬入変更許可証を交付する。

(その他の届出)

第8条 搬入者が休業し、又は廃業したときは、直ちに管理者に休業・廃業届を提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 搬入者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、条例及びこの規則の規定等を遵守すること。
- (2) 排出元の構成市町村で策定された一般廃棄物処理計画に示された一般廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。
- (3) 施設の受入基準に適合しない廃棄物を搬入しないこと。
- (4) 可燃ごみ及び粗大ごみに分別して搬入すること。
- (5) 管理者が指示する搬入ルートを通行すること。
- (6) 搬入の権利を他に譲渡しないこと。
- (7) 搬入車両の清潔を保持すること。
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、組合職員及び組合が施設の管理運営を委託する事業者の指示に従うこと。
- (9) その他管理者が指示した事項に関すること。

(許可の取消し等)

第10条 条例第6条に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為  
(搬入受入時間・休業日)

第11条 施設の搬入受入時間及び休業日は、次の表のとおりとする。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

搬入受入時間	月曜日から土曜日までの午前8時30分から正午まで、午後1時から午後4時30分まで
休業日	(1) 日曜日 (2) 12月31日から翌年1月3日までの日

(受入基準)

第12条 受入基準は、別表のとおりとする。

(受入拒否)

第13条 管理者は、搬入者が、次のいずれかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。

(1) 前条の受入基準に適合しない場合。

(2) その他管理者が受け入れることが適当でないと認める場合。

(手数料の徴収)

第14条 条例第9条に規定する規則で定める手数料の徴収方法は、搬入の都度、計量伝票に基づき手数料を納入する方法によるものとする。ただし、搬入者のうち管理者が認める者は、納入通知書その他管理者の定める方法により納入することができる。

2 納入通知書その他管理者の定める方法により納入する場合の納期限は、一般廃棄物処理した日の属する月の翌月の末日とする。

(徴収に従事する職員)

第15条 条例第9条に規定する手数料の徴収に従事する職員がその職務を行う場合は、一般廃棄物処理手数料徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(手数料の減免)

第16条 条例第10条の規定による手数料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ一般廃棄物処理手数料減免申請書により管理者に申請しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請に対し手数料の減免を決定したときは、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 手数料の減免は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める率により行う。

(1) 災害により被災した場合で、管理者が必要であると認める場合 100分の100

(2) 前1号に掲げるもののほか、管理者が特に必要であると認める場合 100分の100又は100分の50

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

1 この規則は、令和7年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第3条の規定による施設への搬入許可に係る申請手続その他施設を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

別表（第 12 条関係）

## 受入基準

区分		内容	
処理 対象 物 一 覧	焼却 対象 物	可燃ごみ	一辺の長さが 50 センチメートル未満で資源にならないもの
		①生ごみ	食べ残し、台所ごみ
		②雑紙類	感熱紙、光沢紙、点字図書、防水加工された紙、その他資源にならない紙
		③木片・板等	厚さ 12 ミリメートル未満のもの、せん定枝類（竹、シュロ、さつまいも、ゴーヤ等の資源化できないもの）
		④布製品	軍手、座布団、スリッパ、手袋、ぬいぐるみ、はんてん、端切れ・布切れ、枕
		⑤革・ゴム製品	ゴム長靴、ゴムホース、バッグ、革靴、ビニル製品、野球グローブ、ランドセル
		⑥プラスチック類	ポリタンク、プラスチック製植木鉢、ネガフィルム、ビデオテープ、光学ディスク類（CD・DVD・BD・MD・ゲームのカセット・ディスク）、CD・DVDケース、その他資源にならないプラスチック類
		⑦その他	紙おむつ、保冷剤、湿気とり、湿布、ゴルフボール、サッカーボール、ひな人形、粘土、紙粘土、スキーウエア、スキー靴、小動物のトイレごみ（砂は除く。）、発炎筒・花火類（水で湿らせたもの）、在宅医療ごみ（注射針、注射器、その他針が付属しているものは除く。）、し尿処理後の脱水ケーキ、可燃性粗大残渣、その他焼却処理が可能なもの
破 碎 対 象 物	可燃性粗大ごみ、 不燃性粗大ごみ、 混合粗大ごみ、	粗大ごみ処理施設の間口 1,500 ミリメートル×2,000 ミリメートルに投入可能かつ資源にならないもの	
		①家具類	机、テーブル（天板の厚さが 12 センチメートル未満のもの）、椅子、タンス、ベッド、ソファー、ソファーベッド、縁台、飾り棚、本棚、食器棚、キャビネット、メタ

	不燃ごみ	ルラック、サイドボード、アイロン台、衣装ケース、犬小屋、仏壇、鏡台、下駄箱、こたつ、米びつ、すのこ、ついたて、テレビ台、電話台、ロールカーテン、ビニルカーテン、ブラインド、パイプハンガー、洋服掛け、ファンシーケース、踏み台、風呂の蓋、ベビーサークル、ゆりかご、ワゴン、畳
	②電化製品	ガスコンロ、給湯器（屋内用）、除湿機、食器洗い乾燥機、ストーブ、ファンヒーター、ズボンプレスサー、扇風機、電気カーペット、ホットカーペット、電動生ゴミ処理機、ウォシュレット、マッサージチェア、ステレオセット、コンポ、ワープロ、タイプライター
	③寝具・敷物類	布団、カーペット、ウォーターベッド（水を抜いたもの）、こたつ布団、人工芝マット、寝袋、ブルーシート、風呂のマット、マットレス
	④趣味・遊具類	自転車、一輪車（玩具）、三輪車、キックボード（エンジン付きは除く。）、ベビーカー、健康器具、ランニングマシン、エアロバイク、腹筋台、サイクリングマシン、エレキギター、電子ピアノ、エレクトーン、ドラムセット、オルガン、琴、クーラーボックス、ゴルフクラブ・バッグ、木製バット、竹刀、脚立、水槽、スーツケース、サーフボード、ボディボード、スキーキャリア、スキーセット、スノーボード、滑り台（玩具）、そり、タイヤチェーン、高枝ばさみ、チャイルドシート、テント、鳥かご、バーベキューセット、簡易トイレ、ビニルプール、物置（家庭用市販品で高さ1.8メートル、幅1.8メートル、奥行き0.9メートル未満で解体したもの）、物干し竿、物干し台（コンクリート台は除く。）、園芸用

				ラティス、編み機
			⑤その他	車椅子（電動は除く。）、その他破砕処理が可能なもの
処理不適物一覧			①法律により受入れできない廃棄物	産業廃棄物、特別管理一般廃棄物、感染性一般廃棄物
			②家電4品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
			③その他の家電製品	フロンガス若しくは小型充電式電池が内蔵されているもの又はアスベストが含まれるもの
			④危険物・有害性のあるもの	農薬、化学薬品、灯油、ガソリン、廃油、シンナー、LPガスボンベ、バッテリー、スプレー缶、在宅医療用注射針
			⑤適正処理困難物	建築廃材（煉瓦、タイル、瓦、コンクリートがら、石膏ボード等）、自動車部品、タイヤ、耐火金庫、ピアノ、太陽熱温水器、給湯器（屋外型）、ボイラー、風呂釜ヒーター、井戸ポンプ、コンクリート製品、ボウリングボール、コピー機、バーベル、鉄アレイ、石、砂、土、汚泥、過大な粉体類（食品）
			⑥製造者においてリサイクルルートを確立しているもの	パソコン、二輪車（バイク）、消火器、充電式電池、携帯電話
			⑦その他	処理するに当たり、設備等を破損させるおそれのあるもの